

第1回畜産部会における佐藤会長発言

乳業者の立場から、本年4月に策定・公表された「酪肉近代化基本方針」やその後の情勢変化等を踏まえ、令和8年度に必要と考えられる酪農乳業関連対策について、3点、意見を述べさせていただきたいと思います。

1 発酵乳等牛乳乳製品の需要拡大及び国産チーズの生産維持

4月に策定・公表された酪肉近代化基本方針においては、「現状の生産量を維持していくだけでも、(中略)飲用需要を10万トン以上拡大させることのほか、脱脂粉乳需要について、この数年間と同規模の4~5万トンの在庫削減対策を継続していくか、それに代わる需要を拡大させていくことが不可欠である」と、生産量の維持という目標について、非常に厳しい評価をしています。

このため、業界としては、生産者への影響や負担を極力回避するため、行政によるご支援をいただきながら、業界一体となった需要拡大対策を検討し、実施に移しているところです。しかしながら、品目全体の需要拡大対策は、個別商品のそれとは異なり、単年度で実績が上がるほど簡単なものではありません。したがって、乳業としては、個社ごとに新商品の開発や個別商品の需要拡大を通して、バターと脱脂粉乳の需要の不均衡解消等に努める所存ですが、行政としても、発酵乳等の品目全体の需要拡大により生乳生産の安定を図るため、引き続き所要の予算を確保していただくようお願いいたします。

また、チーズ向け生乳需要量については、現状維持という見通しが示されています。乳業としても、ソフト系チーズ等の需要拡大に努めているものの、乳価の引き上げに対応した製品価格の引き上げもあり、厳しい状況が続いています。

他方、チーズ関税の段階的削減に伴い関税割当制度が間もなく持続不可能になることから、これに対して有効な対策を講じなければ、約20万トン（最大で50万トン）に相当する生乳需要が危機に晒され、生乳生産に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、「国産チーズの生産奨励に対する事業」等を有効かつフルに活用することにより、生産者への影響が生じないよう適切な対応をお願いいたします。

2 業界が行う脱脂粉乳過剰在庫処理対策への支援の継続

2022・2023年度に引き続き、本年度においても、6月に乳製品向け乳価が引き上げられ、8月には飲用向け乳価も引き上げられました。乳用牛飼養頭数は減少傾向で推移しているものの、粗飼料の品質が良好であること

に加え、酪農経営の好転により配合飼料給与量が増加していることなどから1頭当たり乳量は増加傾向にあり、生乳生産は前年を上回って推移しています。他方で、乳価の引き上げに伴い牛乳乳製品の価格も引き上げられたことから、需要は減退傾向となっているところです。

この結果、生乳需給は引き続き緩和基調にあり、脱脂粉乳の在庫は年間で約3万2千トン増加する見込みとなっています。このため、需給の不安定化を未然に防止することを目的として、本年度から生処共同で基金の造成を開始した「酪農乳業需給変動対策特別事業」については、十分な積み立てを待たずに早速発動せざるを得ない状況となっています。

つきましては、本事業を継続的に運営していくために、脱脂粉乳を飼料用として販売する取組に対する支援措置について、早速発動を検討していただければ幸いです。また、業界一体となった需要拡大の取組にもかかわらず、需要が十分に拡大できなかつた場合に生産抑制により対処することが回避されるよう、引き続き所要の予算を確保していただくようお願ひいたします。

3 生乳需給安定クロスコンプライアンスの充実・強化

生乳需給の安定のためには、業界が一体となって需給情勢を共有し、見出された課題の解決に取り組む必要があると考えます。しかしながら、生乳流通制度改革により、その後発生したコロナ禍に伴い生乳需給が大幅に緩和する中で、需給調整の負担が系統生産者にしづ寄せられ、生産者間の公平性の確保が課題となっていたところです。

こうした課題を踏まえ、主要な酪農関係補助事業に全国的な生乳需給安定のための取組への拠出を要件とするクロスコンプライアンスが導入されたことは高く評価したいと思います。このことにより、少なくとも乳製品の過剰在庫処理に係るコスト負担については、生産者間の公平性が確保される仕組みの基礎ができたと考えます。

しかしながら、系統外生産者の多くが全国的な生乳需給安定のための取組に拠出することになったとはいえ、系統生産者との公平性が十分に確保されたとまでは言えない状況であると認識しています。このため、乳製品の過剰在庫処理に係るコスト負担について、生産者間の公平性をより確実なものとするため、より多くの酪農関係補助事業を対象に加えるとともに、加工原料乳生産者補給金制度も対象とするようご検討いただければ幸いです

以上です。